

第14回 議会活性化特別委員会次第

平成25年5月29日
第3委員会室

1. 協議・報告事項 ※ 前回の確認について

(1) 議会基本条例について

※再検討 ・ 第10条（議会及び議員と市長等との関係）

(1) 一般質問は、市民にわかりやすいものとなるよう、再質問以降を一問一答方式で行います。

新規 第8章 市議会及び議会事務局の体制

・ 第17条（~~市~~議会の機能の強化）

『監視及び評価並びに政策立案及び政策提言』→

→ 『監視・評価並びに政策立案・提言』

・ 第18条（議会改革の推進）

原案のまま

・ 第19条（議会事務局等）

『市議会の機能の充実を図るため、』を削除する

『市議会議員の調査研究に資するため、』を削除する

・ 第20条（附属機関の設置）

原案のまま

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

・ 第21条（議員の政治倫理）

現在の倫理要綱のままか倫理条例を策定していくか議論必要

『議員は、法に基づく政治倫理を尊重し行動します。』 前回案

・ 第22条（議員定数及び報酬）

議員定数、議員報酬を分けたらどうか

所沢市のように公聴会制度や参考人制度を入れたらどうか

記載しないのもありではないか

次回までに会派で再検討

第10章 最高規範性で見直し手続き

・ 第23条（最高規範性）

『この条例に反する~~議会に関する~~条例、』

・ 第24条（見直し手続き）

原案のまま

※今回までの基本条例修正案を作成しレターケースで配布。

次回以降は、修正案をもとに足りないものや他市との比較等検討

(2) 行政視察報告書について

正副委員長でまとめた案を確認後、早急に修正案を出す。

最終的に正副委員長で修正しホームページへ掲載する。

(3) その他

- ・ 執行部からの資料等の電子化について

データ配布、製本は各会派1冊ずつ、無会派は図書室に1冊

- ・ 次期へ申し送る事項の検討について

この活性化委員会で検討していくことを確認

- ・ 政務活動費の使途（案）について

概ねよいが、資料購入費については会派で再検討

2. その他

次回予定 6月14日（金）会派代表者会議終了後

次々回予定 6月26日（水）議運終了後